交通安全プロモーション動画作成業務委託仕様書

1 業務名

交通安全プロモーション動画作成業務

2 業務の目的

ボラード・ガードパイプ等の設置による交通安全対策の取組に加え、防犯街灯・防犯カメラの 設置による防犯への取組など、基山町が行っている安心・安全なまちづくりの取組を町内外へ伝 えるプロモーション動画の作成を目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日(木)まで

4 業務内容

- (1) 受託者は、業務の目的や基山町の取組を理解し、町内外の人々の興味・関心を引き付けるような動画の作成を行うものとする。
- (2) 作成する動画にあたっては、基山町役場公式 Youtube にアップロードするほか、映画館でシネアド上映を予定していることから下記の仕様で納品すること。
 - ① 秒数 15秒・30秒・その他(10分を最大とする)
 - ②フォーマット MOVデータ・MP4・DCP形式
 - ③媒体 CD-R又はDVD-Rによる

5 プロモーション動画内容

(1) 町内に設置している交通安全施設の紹介 町内に設置しているボラード(車止め)・ガードパイプ・グリーンベルト(通学路のカラー舗装)・歩道橋・スクールゾーン等を紹介する。

(2) 町内に設置している防犯設備の紹介

町内に設置している防犯街灯・防犯カメラの設置状況を紹介する。また、(1)の町内に設置している交通安全施設の紹介との相乗効果を図ること。

(3) スケアード・ストレート方式による交通安全教室の紹介

令和7年度中に町内で4回開催予定の「スケアード・ストレート方式による交通安全教室」 の取組について紹介する。取組の詳細については、当業務の委託契約締結後に基山町と調整す ることとする。

(4) その他

- ①(1)~(3)に上げる取組の他、安心・安全なまちづくりに関する取組について紹介する。
- ②納品する動画については必要に応じBGM・テロップの挿入やナレーションによる説明等を行うこととする。

6 成果品納入場所

場所:基山町役場住民課

期限:令和8年3月19日(木)

7 留意事項

(1) 一般事項

- ①委託料には、業務を実施するにあたり必要となる費用全てを含むこととする。
- ②業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ③業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- ④業務を遂行するうえで必要な写真や画像等について、原則として受託者が撮影を行う等により準備することとするが、季節柄等によりやむを得ず受託者で用意ができないものについては、協議のうえ、基山町所有の写真や画像等の提供も可能とする。ただし、その他制作に必要な第三者が撮影・作成した、写真や画像等の使用に関する諸権利については、受託者において処理(許諾、契約及び同意等)することとする。
- ⑤委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当業務で知り得た機密及び個人 情報等は他に漏らしてはならない。

(2)業務体制

- ①あらかじめ基山町と調整したスケジュールで行うこと。
- ②制作作業にあたっては、委託業務を総括し、基山町からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、基山町及び関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当業務の従事者を確保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有している者であること。
- ③編集内容の最終決定までには動画の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応し基山町の了承を得ること。

(3) 著作権等

- ①納品された成果品、委託業務に関する企画提案書、計画書及び報告書等の著作権(著作権 法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、すべて基山町に帰属する。また、成果 品は、基山町が上映やホームページ等の掲載等、随時使用可能なものとする。
- ②第三者が権利を有している映像、画像及び音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。ただし、二次使用を含めた使用の許諾及び事後の期間においては必ずしも無期限ではなく、必要に応じて個別に双方協議の上、決定するものとする。
- ③制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他の権利等について撮影前に基山町への 了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ④映像や音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、基山町は責任を負わない。

8 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その 都度、基山町と協議をすること。